

# 健康管理手帳について

平成17年7月1日

## 目次

- 1 健康管理手帳とは
- 2 健康管理手帳が交付される業務及び交付要件について
- 3 健康管理手帳の交付申請の手続きについて
- 4 健康管理手帳の書替・再交付の手続きについて
- 5 委託医療機関等
- 6 様式

## 1 健康管理手帳とは

「健康管理手帳」とは、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、下記の表の左欄の業務に従事して、右欄の要件に該当する方に対して、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に本人が申請することにより、交付される手帳のことです。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された委託医療機関で、定められた項目による健康診断を指定された時期に年に2回(じん肺の健康管理手帳については年に1回)**無料**で受けることができます。

ただし、利用できる委託医療機関と実施時期は指定されますので、それ以外では利用できません。

これは、在職中の健康管理については事業者はその義務が課せられていますが、離職後は国が健康管理を行うという制度です。退職後のことですから、該当する方は是非申請して健康管理手帳の交付を受け、健康診断を受診して健康管理に注意することが大切です。

## 2 健康管理手帳が交付される業務及び交付要件について

健康管理手帳が交付される業務及び交付要件は下表のとおりです。

業 務		要 件
1	ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。(注1)
2	ベータ - ナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
12	ジアニジジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
3	粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。(注2)
4	クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5	三酸化 <sup>ひ</sup> 砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は <sup>ひ</sup> 砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはクリナワルド法により精錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6	コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス再生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7	ピス(クロロメチル)エーテル (これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8	ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有	両肺野にベリリウムによるび

	する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。)を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	慢性の結節性陰影があること。
9	ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10	塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11	石綿(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務。	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚の陰影があること。

(注1)ベンジジン、ペーターナフチルアミン又はジアニシジンに関する業務の従事期間を合計すれば3年以上となる方は交付要件を満たします。

(注2)管理2の方については肺がんに関する検査のみが行われます。

### 3 健康管理手帳の交付申請の手続きについて

健康管理手帳の交付対象業務に従事した経験があり、かつ交付要件に該当する離職者の方は、次の方法で健康管理手帳の交付を申請することができます。

申請者の退職に際しての申請にあつては、事業者が申請事務を代行していただきますようお願いいたします。

健康管理手帳の交付を受けた方は、当該健康管理手帳を他人に譲渡したり、貸与することはできません。

<b>必 要 な 書 類 等</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康管理手帳交付申請書(様式第7号) …… <u>様式</u></li> <li>2. 手帳の交付対象業務に従事していたことを証明する書類       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者による従事期間証明書</li> <li>(2) 上記(1)の証明書が得られない場合、当該業務に同時期に従事していた者、その他当該業務に従事していたことを証明できる2名以上の証明書</li> <li>(3) 上記(1)、(2)のいずれも得られない場合、本人において記述した申立書</li> </ol> </li> <li>3. 粉じん業務の場合は上記1の書類に加えて次の(1)～(3)の書類を添付して下さい。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) じん肺管理区分決定通知書(管理2、管理3)の写し</li> <li>(2) 平均賃金算定内訳(離職前3ヶ月に支払われた賃金から算出したもの)</li> <li>(3) 上記(1)の管理区分決定の際使用したじん肺健康診断結果証明書の写し</li> </ol> <p style="margin-left: 40px;">ただし、(2)、(3)がわからない場合ご相談下さい。</p> </li> <li>4. ベリリウム業務の場合は上記1及び2の書類に加えて次の(1)が必要です。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 胸部エックス線直接写真又は特殊なエックス線撮影による写真及びび慢性の結節性陰影がある旨の記述のある診断書(同様の記載のある特定化学物質健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)</li> </ol> </li> <li>5. 石綿業務の場合は上記1及び2の書類に加えて次の(1)または(2)の<u>どちらか</u>が必要です。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 胸部エックス線写真及び不整形陰影または胸膜肥厚の陰影がある旨の記述のある医師による診断書(同様の所見の記載のある特定化学物質等健康診断個人票またはじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)</li> <li>(2) じん肺管理区分が管理2以上のじん肺管理区分決定通知書の写し及び当該決定の際に都道府県労働局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し</li> </ol> <p>(注1) 健康管理手帳による受診医療機関や、受診時期については、健康管理手帳を交付する際に通知いたします。(具体的な受診日は、該当医療機関より通知されます。)</p> <p>(注2) じん肺健康診断結果証明書及びじん肺健康診断において撮影されたエックス線写真は7年間、石綿に係る特定化学物質等健康診断個人票は30年間、事業者には保存義務があります。</p> </li> </ol>
<b>申 請 先</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 退職の際に既に交付要件を満たしている場合は、申請者が対象業務に従事していた事業場を管轄する都道府県労働局の労働衛生課または安全衛生課</li> <li>2) 退職の後初めて交付要件を満たすこととなった場合は、申請者の住所を管轄する都道府県労働局の労働衛生課または安全衛生課</li> </ol>

#### 4 健康管理手帳の書替・再交付の手続きについて

健康管理手帳所持者で、氏名又は住所を変更したときや手帳を滅失・損傷したときは、次の方法で健康管理手帳の書替・再交付を受けなければなりません。

<b>必要な書類等</b>	1 健康管理手帳書替・再交付申請書(様式第10号) …… 様式  2 添付書類  (1) 変更したときは氏名、住所の変更を証する市町村長の証明書  (2) 手帳を損傷したときは損傷した手帳、滅失したときは申請先にお問い合わせ下さい。
<b>申請先</b>	申請者の(新)住所を管轄する都道府県労働局の労働衛生課または安全衛生課

福岡労働局 労働基準部 労働衛生課

TEL 092 - 411 - 4798

## 委託医療機関(福岡労働局)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
業務/健診種類	ベンジジン等	1-ナフチルアミン等	粉じん	クロム酸及び比重クロム酸等	三酸化砒素等	コークス等	ビス(クロロメチル)エーテル	ペリリウム等	ベンソトリクロロド	塩化ビニル等	石綿	シアンニジン等
受診医療機関等												
(医) 徳洲会 福岡徳洲会病院												
三菱化学㈱ 黒崎事業所												
(財) 西日本産業衛生会												
(財) 九州健康総合センター												
独立行政法人労働者健康福祉機構 九州労災病院												
独立行政法人労働者健康福祉機構 筑豊労災病院												
特定医療法人雪ノ聖母会 聖マリア病院												
三井化学㈱ 大牟田工場												

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

# 健康管理手帳交付申請書

様式第7号(第53条関係)

氏名	(ふりがな)	性別	男・女
生年月日	大正 年 月 日生 昭和		
住所			
本籍地	都道 府県		

労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者

印

福岡労働局長 殿

- [備考]
- 労働安全衛生規則第53条第3項の書類を添付すること。
  - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

健康管理手帳 書替 申請書  
再交付

様式第10号(第58条、第59条関係)

(ふりがな) 氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
本籍地	都道 府県
書替又は再交付 申請の理由	

平成 年 月 日

住所  
申請者  
氏名

印

福岡労働局長 殿

- [備考]
- 1 表題の「書替」及び「再交付」のうち該当しない文字は、抹消すること。
  - 2 書替申請のときは、旧健康管理手帳及び記載事項の異動を証する書類を、損傷による再交付申請のときは、旧健康管理手帳を添付すること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。